

令和7年度 國學院大學大学院奨学金（経済支援型）募集要項

國學院大學大学院

國學院大學大学院に在籍する学生のうち、特に経済的な困難を抱えている院生を支援するための本学独自の給付型奨学金制度として「國學院大學大学院奨学金（経済支援型）」を設けています。経済的困難の程度に鑑みて選考を行い、受給対象者及び支給額を決定いたしますので、応募希望者におかれましては、世帯の生計（収入・世帯人数・必要経費並びにその他の特別の事情等）を確認し、期日までに必要書類をご提出ください。

1. 対象者：標準修業年限内の正規生〔博士前期（修士）課程・博士後期（博士）課程の在籍者〕

※ 在留資格「留学」を有し、標準修業年限の中で在籍している私費外国人留学生は「私費外国人留学生授業料減免制度」が適用となるため、本奨学金は応募対象外

2. 支給額：経済的困難の程度に基づき以下3段階のランクに振り分け、該当額を給付

A：404,000 円〔当該年度授業料相当額の 80%〕 B：252,500 円〔当該年度授業料相当額の 50%〕

C：151,500 円〔当該年度授業料相当額の 30%〕

※ 提出書類の記載から家計評価額を算出し、全応募者の中での経済状況の位置づけをランクとして設定するため、同一内容であっても年度（応募状況）によって結果が異なる可能性あり

3. 給付時期：7月下旬（予定）

※ 受給後、年度内に休学もしくは退学した場合には、当該奨学金の返還に応じること（通年休学：全額/半年休学：半額/在籍期間半年未満の自主退学：全額/在籍期間半年以上の自主退学：半額）

4. 募集期間：令和7年5月23日（金）～6月6日（金）16:00〔日曜日・祝日を除く〕

※ 期間内に不備書類の再提出がなかった場合には不受理となるため、やむを得ない理由により提出が遅れる書類がある場合には、必ずその理由と提出予定日を申告したうえで、早急に手配を行うこと

5. 申請方法：所定用紙の書式を SharePoint からダウンロードのうえ、上記期日までに下記書類一式を大学院事務課窓口へ提出〔開室時間：平日 9:00 ～ 12:50 / 13:50 ～ 18:00、土曜日 9:00 ～ 12:50 / 13:50 ～ 17:00〕

SEQ	対象者	提出書類	備考
1	全員	所定用紙①：申請書	※SEQ3 を参照のうえで、収入金額を入力（募集期間中に当該証明書の発行ができない場合は、SEQ5 を根拠資料として使用）
2	全員	住民票〔世帯全員〕	
3	全員	令和7年度 所得（課税）証明書・非課税証明書	※令和6年1月～令和6年12月の所得額が表示されている、令和7年度の証明書を提出 ・本人・父母（もしくは主たる家計支持者）分の所得（課税）証明書または非課税証明書を手配
4	全員	Forms 入力 / 振込口座情報登録	
5	該当者	収入別証明書類（写しも可）	※SEQ3 が募集期間中に発行できない場合、SEQ3 の提出予定日を1枚目表面に追記した、本人・父母（もしくは主たる家計支持者）分の収入別証明書類を提出 ※独立生計者（父母等の扶養を外れ、申請者（と配偶者）の収入のみで生計を立てる者）は SEQ3 と収入別証明書類の双方を提出 ----- 収入別証明書類＞＞ ・給与/賃金/役員報酬：源泉徴収票 ・年金/恩給：年金支払（振込）通知書または年金改定

			通知書 ・自営業の売上：確定申告書の控え
6	該当者	健康保険証(写し)	※独立生計者のみ提出
7	該当者	世帯における、高校生以上の就学者の在学証明書または学生証の写し	※「特別控除：高校生以上の就学者」を申請する場合のみ提出
8	該当者	世帯における障がい者の身体障がい者手帳の写し	※「特別控除：障がい者」を申請する場合のみ提出
9	該当者	所定用紙②：長期療養費計算書・長期療養者診断書(原本)・医療費の領収書	※「特別控除：長期療養者(申請時点で6か月以上にわたって療養中の人)」を申請する場合のみ提出
10	該当者	所定用紙③：主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書・領収書・給与明細	※「特別控除：主たる家計支持者の別居(単身赴任等)」を申請する場合のみ提出

※SEQ3・5の提出書類 / 例：本人〔アルバイトなし〕・父〔自営業〕・母〔パート〕

募集期間内に SEQ3 が手配できる場合：本人〔非課税証明書〕 / 父・母〔所得(課税)証明書〕

募集期間後の SEQ3 手配となる場合：父〔確定申告書の控え〕・母〔源泉徴収票の写し〕

⇒(後日)本人〔非課税証明書〕 / 父・母〔所得(課税)証明書〕

※住民税が課税されている場合に所得(課税)証明書、課税されていない場合に非課税証明書が発行されます。いずれかの証明書をご提出ください。

※独立生計者の認定条件

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者 ※SEQ5 で証明
- ② 父母等と別居している者 ※SEQ2 で証明
- ③ 父母等(配偶者を除く)から仕送りや経済的援助を受けていない者
- ④ 本人(配偶者を含む)に恒常的な所得があり、前年に独立した家計を営むに足る収入について所得申告がなされ、所得証明書で証明できる者 ※SEQ3 で証明
- ⑤ 本人(配偶者を含む)が被保険者となる健康保険証を持つ者、または本人(配偶者を含む)が世帯主の国民健康保険証を持つ者 ※SEQ6 で証明

個人情報の取扱いについて

國學院大學では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じています。申請の際に提出された個人情報は、本奨学金制度の選考及び支給手続以外の用途では使用いたしません(この利用目的の範囲を超えて使用すること、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません)。

以 上

國學院大學 大学院事務課
 〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28
 TEL:03-5466-0142
 E-Mail:daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp